

茨城県地域医療対策協議会設置要項

(目的)

第1条 医師の養成確保対策事業、小児・周産期医療及び救急医療確保事業等、医療提供体制の充実強化のための方策を総合的に協議するため、茨城県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 医師の養成確保に係る課題及びその対策
 - ① キャリア形成プログラムに関する事項
 - ② 医師の派遣に関する事項
 - ③ 派遣医師のキャリア支援に関する事項
 - ④ 派遣医師の負担軽減のための措置に関する事項
 - ⑤ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
 - ⑥ その他医師の確保を図るために必要な事項
- (2) 救急医療体制の整備に係る課題及びその対策
- (3) 周産期医療体制の整備に係る課題及びその対策
- (4) 小児医療体制の整備に係る課題及びその対策
- (5) その他地域医療の充実に関し必要な事項

(協議会)

第3条 協議会の委員は茨城県のほか、次に掲げる者とする。

- (1) 特定機能病院
 - (2) 地域医療支援病院
 - (3) 公的医療機関（医療法第31条に規定する公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。）
 - (4) 臨床研修病院
 - (5) 民間病院
 - (6) 診療に関する学識経験者の団体
 - (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
 - (8) 茨城県知事の認定を受けた社会医療法人
 - (9) 独立行政法人国立病院機構
 - (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - (11) 地域の医療関係団体
 - (12) 関係市町村
 - (13) 地域住民を代表する団体
 - (14) その他会長が必要と認める者
- 2 協議会には、技術的助言を目的に顧問を置くことができる。
- 3 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。ただし、茨城県以外の者とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し会議を主宰する。ただし、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

2 会議は、必要に応じ随時開催する。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者を出席させて意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(ワーキンググループ)

第7条 次に掲げる会議体を協議会のワーキンググループとして位置付ける。なお、医師確保に係る事項については、ワーキンググループにおける議論の結果をもって最終決定とすることはせず、協議会において最終決定を行うこととする。

- (1) 茨城県医師臨床研修連絡協議会
- (2) 茨城県へき地保健医療対策協議会
- (3) 茨城県へき地医療支援機構

(任期)

第8条 構成員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中で構成員の交替があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、茨城県保健医療部医療局医療人材課において処理する。ただし、各部会の運営については、茨城県保健医療部医療局医療政策課において行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要項は、平成21年3月29日から施行する。

付 則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年5月10日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年9月7日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年3月4日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年9月29日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年6月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年2月20日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

■令和6年度 茨城県地域医療対策協議会委員

	役職名		氏名	本会	部会		
					救急医療	周産期医療	小児医療
1	筑波大学附属病院	病院長	平松 祐司	○			
2	東京医科大学茨城医療センター	病院長	福井 次矢	○			
3	東京医科歯科大学病院	病院長	藤井 靖久	○			
4	昭和大学	医学部長	小風 暁	○			
5	水戸医療センター	院長	米野 琢哉	○	○		
6	水戸済生会総合病院	病院長	生澤 義輔	○	○	○	
7	茨城県立こども病院	病院長	新井 順一	○		○	○
8	日立製作所日立総合病院	院長	渡辺 泰徳	○	○	○	
9	土浦協同病院	院長	広岡 一信	○	○	○	○
10	筑波メディカルセンター病院	病院長	河野 元嗣	○	○		○
11	茨城西南医療センター病院	院長	上杉 雅文	○	○	○	
12	北茨城市民病院	院長	植草 義史	○			
13	常陸大宮済生会病院	病院長	小島 正幸	○			
14	小山記念病院	理事長	小山 典宏	○		○	
15	茨城県立中央病院	病院長	島居 徹	○	○		
16	つくばセントラル病院	院長	金子 剛	○			
17	茨城県西部メディカルセンター	病院長	梶井 英治	○			
18	茨城県医師会	会長	鈴木 邦彦	○	○	○	○
19	茨城県医師会 男女共同参画委員会	委員長	瀬尾 恵美子	○			
20	茨城県看護協会	会長	白川 洋子	○		○	○
21	茨城県難病団体連絡協議会	会長	曾澤 里子	○			
22	茨城県市長会	会長	高橋 靖	○			
23	茨城県保健医療部	部長	森川 博司	○			
24	茨城県消防長会救急部会	会長	堀江 正美		○	○	○
25	筑波大学 医学医療系救急・集中治療医学	教授	井上 貴昭		○		
26	茨城県産婦人科医会	会長	青木 雅弘			○	
27	筑波大学 医学医療系産科婦人科学	教授	佐藤 豊実			○	
28	水戸赤十字病院	院長	野澤 英雄			○	
29	JAとりで総合医療センター	病院長	富満 弘之			○	
30	筑波大学医学医療系小児科	准教授	宮園 弥生			○	
31	神栖済生会病院	院長	金沢 義一				○
32	筑波大学 医学医療系小児科	教授	高田 英俊				○
33	茨城県小児科医会	会長	渡辺 章充			○	○
34	筑波大学医学医療系小児外科	教授	増本 幸二				○
35	自治医科大学小児科	教授	小坂 仁				○

■令和6年度 茨城県地域医療対策協議会顧問

	役職名		氏名
1	筑波大学	執行役員 (地域医療担当)	原 晃